

【11 解説文】 蒸繭方法告諭書（改正蚕種取締規則）

（明治六年：一八七三）（A）

（表紙）

蒸繭方法告諭書

府県

別紙ノ通、製糸蒸繭ノ方法告諭書相渡候条、各府

（別紙の通り、製糸蒸繭（じょうけん）の方法告諭書相渡し候条、各府）

県管内へ頒布可レ致候、此段相達候事

（県管内へ頒布（はんぷ）致すべく候、此（こ）の段相達し候事）

明治六年五月

大蔵省事務総裁

正四位大隈参議

夫れ生糸ハ御国産の第一にして、其利潤（そのりじゆん）も世の

普く知る所なり、然るに近年製（きんねんせい）し方（そまつ）に流（なが）（なりゆき）れ、

随て品位（しな）相劣り、竟に名品（よきしな）の聲價（あたい）を失ひ、国家の

洪利（おほひなるり）を減損（へらす）し、商賈（あきんど）或ハ破産（つぶれ）に至るハ、豈

慨嘆（なげかハしき）に」

堪（こらえ）えさらんや、因て其業（わさ）に従事（かゝる）するものゝ為に、今

政府（おかミ）、既に外国製（でき）の器械（どうぐ）を購入（かうにう）（かひいれ）し、上州富岡に製

糸場（いとくりば）を建築（たて）し、仏人ブリユナ氏（はじ）始め、外国人男女

数名（すうめい）を雇入れ、其教授（そのけうじゆ）（をしへ）を受け製糸試験（しけん）（こゝろミ）せしに、

良好（よき）の糸を製造（つく）したり、其繰糸法（そのくりいと）最（いちばん）緊要（きんえう）（かんじん）

なる所」

は蒸繭じようけん（むしまゆ）の良法りやうほう（よきしかた）にあり、これハ從來じうらい（これまで）御国内ごこくにおい

てハ繭まゆを大陽たいよう（ひ）に晒さらし、其暖氣そのだんき（あたゝかなるき）を以て乾ほし殺ころすハ、

是特これたゞにブラン糸口いとくち（のこと）の性せうを變へん（かへる）じ、其光澤そのくはうたく（つや）を失うしなふのミ

ならず、暖度だんど（あつさのど）不足ふそく（たらぬ）なるを以て、蛹よう（むし）速すみやかに死しせずし

て、蛾が（てふ）或ハ蛆そ（うじ）の化出くはしゆつ（でる）する患うれひ（しんばい）尠すくなからず、今欧羅巴いまようろつぱの

機械きかいを用もちうるにおいてハ、斯かくのごとき不便ふべんなし、

晴雨せいう（てつてもふつても）に拘かゝハらず、多数たすう（たくさん）の繭いとを一度いちどに蒸殺むしころす事を

得う、これ其方法そのほうほう（しかた）容易ようい（たやすく）にして、其効用そのかうよう（はたらき）大なるものと謂いふ

べし、依よつて其方法がいはりやく概略がいりやく（あらまし）を左さに示しめす、夫れ繭ハ総すべて

新鮮しんせん（あたらしき）なるを撰えらみ、即すなはち糸いとを吐はき始はじむる日より十日じふにちを

経へて未いまだ日光にっけいに晒さらさざるものをいふ

之これを

屋根やねある場所ばしよに入れ置おき、細密さいみつ（こまやか）に点検てんけん（ひとつくめをとほす）し、

量目りやうめ（はかり）を

掛かけ、先まづ大おほひなる釜かまに熱湯ねつとう（あつきゆ）を沸わかし、側そばに凶づの如ごと

き戸棚とだな様の大おほひなる箱はこ 筥はこハ成丈なるたけ気きのもれぬ

やう緻密ちみつに製造せいざうすべし を置

き、中なかに棚たなを十段じうだん設まうけ、籃たけかこ二十にじふを載のす、一籃らん（ひとかこ）に容いるゝ

処ところの繭まゆ五升ごしやう、合あせて一石いちしやくなり、その箱はこの戸とを密閉みつへい（よくとぢ）

し、箱はこの底并そこ二釜ふたの蓋こあなに小孔うがを穿うが（あけ）ち、竹筒たけづゝを曲折きよくせつ（まげ）し

てこれを通とほし、以もつて沸騰ふつとう（わきのぼる）の蒸氣じようき（ゆげ）を箱はこの中なかに入れ、

孔あなの上うへへ凶づのかさやうことき笠かさやう様のものを覆おほひ蒸氣じようきを

受け、其水氣(ミづけ)をば滴下(てきか)せしめ、熱氣(ねつき)を留め(とど)て繭を

蒸し、蛹死(ようし)するを度とす  
蒸し加減(かげん)により中たび籃を  
上下さし替へるもよろし

此熱度大略(このねつどたいりやく)百四十度なり、然る後、蒸籃(じようらん)を取出し、

繭を入れしまゝ重ねて置き、布団(ふとん)或ハブランケ

ツトの類(るゐ)を覆(おほ)ひ、暫時(ざんじ)湿氣(しつけ)を取り、風氣快通(ふうきくはいつう)する

所に置き、速(すみ)かに乾(か)を要(えう)す、示後(じこ)季秋(きしう)に至(いた)るまで

日々攪散(かくさん)し、死蛹腐敗(しようふはい)して繭を損(わ)る(く)するを防(ふせ)ぐべし、

因(よ)て器械(きかい)の略図(りやくづ)を添(そ)えて、製糸家(せいしか)の為(ため)に其大概(たいがい)を

述(の)ぶ、尚(なほ)詳知(しょうち)せん(と)欲(ほつ)するものハ、富岡製糸場(とみおかせいじやう)に

就(つゐ)す

て実地經驗(じつちけいけん)すべし、依(よ)て告諭(こくゆ)におよぶもの也